

議案第13号

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消防団員の報酬の改定等をするため、この条例を定めようとする。

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「ついては」を「ついては、」に改め、同条の表副分団長、部長、班長及び団員の項中「、部長、班長及び団員」を削り、「24,000円」を「27,000円」に改め、同表に次のように加える。

部長	26,000円
班長	25,000円
団員	24,000円

第12条に次の2項を加える。

2 報酬は、年度ごとに支給するものとし、4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの2期に分け、それぞれの期間分について、これらの期間の終了する日の属する月の翌月に年額の2分の1の額を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、年度の途中において、団員の職を退いた場合、新たに団員となった場合又は団員として勤務しなかったことが明白である場合においては、報酬は、勤務した期間に応じて月割により計算した額を支給する。

第13条第1項の表災害出動、警戒、訓練の項中「災害出動、警戒、訓練」を「災害出動 警戒」に改め、同表行事その他の出動の項中「その他の出動」を削り、「1,500円」を「1,000円」に改め、同表に次のように加える。

訓練その他の出動	300円
----------	------

第13条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 出動手当は、4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの2期に分け、それぞれの期間中に出勤し、職務に従事した回数に前項の表の左欄に掲げる出勤の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額をこ

これらの期間の終了する日の属する月の翌月に支給する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。